令和2年度第1回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監查報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

医療法施行規則第九条23に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、管理者等から説明聴取及び資料閲覧により監査を実施しました。

実施日時:令和2年10月28日(金)10時00分~11時00分

出席者:原田病院長、井上副病院長/医療安全管理責任者、齋藤医療安全管理部長/医師 GRM、

谷口医療安全管理部副部長/医師 GRM、稲垣医療機器安全管理責任者、藤井医療放射線安全管理責任者、島田医薬品安全管理責任者、金田薬剤師 GRM、吉持看護師 GRM、米山副看護師長、宮田事務部長、木村医療支援課長、医療支援課職員3名

2. 監査の結果

(1)医療安全管理部門の活動状況報告について

医療安全に係る各種の委員会とそれらに関連したワーキンググループの開催状況、活動状況等を口頭、議事要旨等により説明を受けました。医療放射線の安全管理委員会の開催状況について確認し、今後開催することを確認しました。また、インフォーム・ドコンセントの実施状況(その他医療従事者も行い、肝心なところは主治医が行っていること、看護師の同席も促進していること等)について質疑を行い内容を確認しました。各委員会等が機能的に役割を果たしていると考えます。

(2)令和元年度インシデント分析結果報告について

令和元年度インシデント分析結果報告について説明を受けました。インシデント報告件数はレベルゼロでの報告が重要であり、推奨はされているが現状ではあまり進んでいないこと等について確認を行いました。また、転棟・転落への対応について熱意を感じました。今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。

(3)ドレーン・チューブ類の使用・管理に関わるインシデント報告と対応について

ドレーン・チューブ類の使用・管理に関わるインシデント報告と対応について、抑制に頼らない看護の状況も含め説明を受けました。抑制率が減ってドレーン・チューブのインシデントは減少傾向であるが自己抜去件数が減らないことについて質疑を行い、自己抜去の原因に不要なドレーン・チューブの使用が考えられるが、必ずしも不要とは言い切れない状況があること等を確認しました。抑制するかどうかの判断は簡単なことではなく、医療者の意識を変えていく姿勢に感銘を受けました。今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。

3. 総括

前回の監査以降の鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況について病院長等に報告を求め、その状況を確認しました。今回、ドレーン・チューブ類の使用管理に関わるインシデント報告と対応を中心に監査を実施し、おおむね適切な対応がなされていると判断しました。

今後もより一層、安全管理業務に努めていただき、地域医療の最後の砦として高度かつ安心安全な医療を実施されることを期待します。

令和2年11月30日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 中岡 明久

委 員 中村 寿夫

委 員 前田 純子